

# 中国農業・農村改革への提言

## ——日本の歴史的経験を踏まえて——

(財) 亜細亜農業技術交流協会理事長

東京大学名誉教授

今村奈良臣

### 【前言】

私の本日の報告に先立って、一言、私の心境を述べてみたいと存じます。

1. 一言で表現すれば、私は、中国の農業・農村・農民に深い親近感と心からの愛情を一貫して持ってきました。

私は、長年日本農業の研究に携わり、日本の農業政策と農政改革の立案の責任者を務めてまいりましたが、その中で常に隣国・中国への熱い思いを持続してきました。

2. 初めて訪中したのは 1979 年 6 月、改革開放の直後で 30 年前です。それから 50 回を超える訪中をしてきましたが、中国の農業・農村・農民に熱い視線を送ってきました。
3. 1984 年に杜潤生先生に親しく教えを頂き、またその年には段応壁先生に日本の農地政策とその改革過程について詳細な講義をしました。

1985 年には陳錫文、杜鷹の両先生に日本の農業政策とその改革方向について講義しただけではなく、これらの先生方とは今日に至るまで北京や東京でよくお会いし、意見交換と討議を重ねてきました。

4. 更に河北省鹿泉市の農業・農村発展計画及び本日一部の方のお手元に配布した江蘇省句容市の農業・農村発展計画も日本側の責任者・代表者として立案・作成しました。
5. この山東省には劉志仁国務院参事と徐小青先生と青島及びその周辺の農村を 1988 年に訪ね、非常に親近感を持って、本日威海に伺った次第である。

### I. 時間軸と空間軸という二つの基本視点を踏まえて、近未来（5～10 年）の展望を提示する。

1. 中国：改革・開放 30 周年の節目、中共中央「農村改革・農村発展推進の若干の重大問題に関する決定」（2008.10.12 中共第 17 期第 3 回中央委採択）

- 1) 1984 年 農家請負経営権 15 年間継続決定

- 1993年 農地請負経営権 向こう30年間変更無し
- 2008年 同上、長期的に変更無い
- 2) 2008年 農地請負経営権流動化の市場を整備し、自らの意志で適正規模経営の確立をめざし、農業生産力の向上をはかり、農業・農村の現代化を推進する。
- 3) 日本の歴史的経験も踏まえ新路線を推進する

## 2. 日本

- 1) 1970年 農地法改正：しかし、農地流動化進まず
- 1980年 農用地利用増進法制定：集落等地域による調整を通じて団地的農地利用権集積
- 1993年 農業経営基盤強化促進法：農地流動化に関する農地法制を体系化し、大規模経営の育成
- 1999年 食料・農業・農村基本法：包括的食料・農業・農村政策の体系化
- 2005年 経営所得安定化対策大綱：水田等土地利用型経営の所得安定対策による規模経営の形成

## II. 地域農業構造改革の基本戦略

1. (1) だれが（又はどういう経営体が）
  - (2) だれの土地で（又はどの土地で）
  - (3) なにを
  - (4) どれだけ
  - (5) どういう品質のものを（安全、安心、安価、安定の四安）
  - (6) 資源環境を保全しつつ、どういう技術体系で
  - (7) いつ作り
  - (8) どのような方法でいかに売るか
  - (9) そのために政府助成金（交付金、補助金）をいかに生かすか
  - (10) そのための推進体制を地域でいかに作るか
2. 地域で話し合いと合意を
- (1) 「地域の明日を語る会」を作り、腹を割って話す場を

- (2) 地域の 5 年先、10 年先の姿を考える。今の子どもたちがやりたくなるような農業の姿を描く
- (3) 地域の農業生産者が中心。行政や党などの組織は助言を。
- (4) 地域の耕地図、水利図を作り現状を知り将来を構想する。
- (5) アンケートなどは家族員全員に、戸主だけでは駄目である。

### Ⅲ. 2 回建て方式を考える——どういう担い手、経営体を作るか——

- (1) 土地の権利者の合意で地域の農地の団地的利用権の集積が基本である  
——土台作りが基本——
- (2) その上でどういう家——規模経営、法人経営など——を建てるか
- (3) 個別大経営、農業生産法人等、どういう経営体を選択するか。内部から育成するか、外部から導入するか
- (4) 土地利用型の米、麦、大豆、油菜以外の集約的販売作物をどのように作りいかに組織化するか
- (5) 一村一農場の時代に 5-10 年後にはなるのではないか

### Ⅳ. 新しい農業・農村を創造するためにはイノベーション (Innovation) が基本的課題である

- (1) 人材革新
- (2) 技術革新
- (3) 経営革新
- (4) 組織革新
- (5) 地域革新

### Ⅴ. 農産物販売戦略の改革

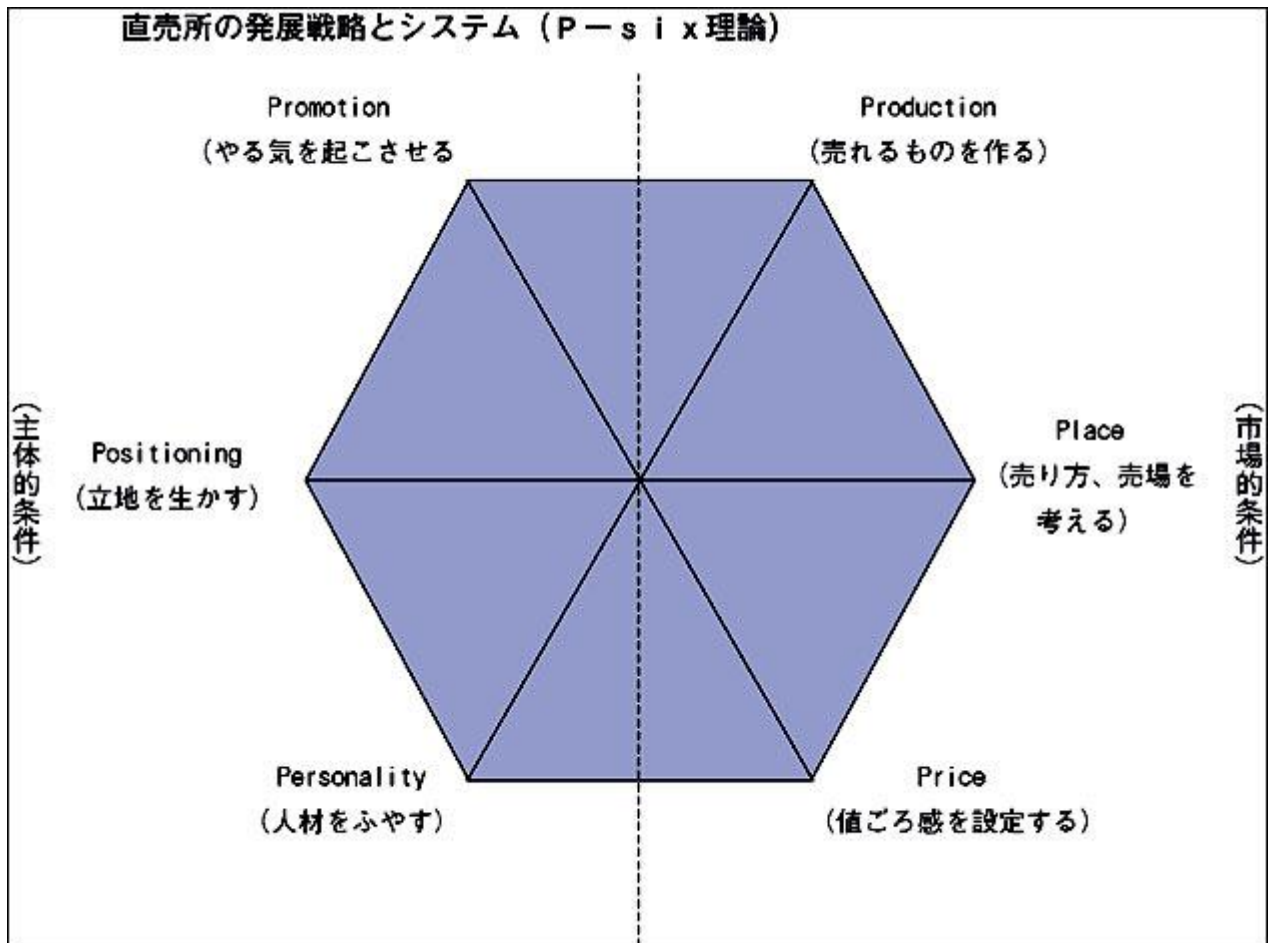
#### 1. P-six 理論 (別図) の実践

- (1) 市場的条件 (6 角形の右辺)
  - 1) Production——売れるものを作る
  - 2) Place——売り方、売り先、売り場を考える
  - 3) Price——売れる価格で再生産可能な価格を設定する (要するに値ごろ感)

- (2) 主体的条件 (6角形の左辺)
- 4) Promotion——やる気を起こさせる
- 5) Positioning——立地条件を活かし、誇れる産地を作る
- 6) Personality——人材を増やし生かす

2. 3:3:3:1 (=10) の実現と実践

- (1) リスク最少、生産者、手取り最大化の路線をいかに策定するか
- (2) 全量委託販売方式は卸売市場への出荷にすぎず本来の販売（マーケティング）ではない
- (3) 3割は直売、直販をすすめる
- (4) 3割は加工も含めて契約生産、契約販売
- (5) 3割は卸売市場への出荷。これはバクチである
- (6) 1割は需要、消費の動向を正確にとらえて常に新作物の試作、販売を行う



## 【結語と提言】

結論を申し上げます。私は「多様性の中に真に強靱な活力は育まれる。画一化の中からは弱体性しか生まれない。その上で、多様性を真に生かすのは、弾力性に富む多彩なネットワークである」と考えてきたし、主張してきました。

- 1) 事実、農産物や食料品の消費は多様性に富んでいます。腹一杯食べたい時代、栄養に富むものに重点を置く時代、多彩な食品を選択する時代と大きく変化してきました。
- 2) そういう農産物を生産するためには「多様な担い手」の育成が必要ですし、多様な生産主体の形成が図られなければなりません。画一化は避けなければなりません。
- 3) そういう担い手や生産主体を形成するための農地の流動化、つまり農地の生産主体の集積の目的や方法も画一的であっては、ならないと考えています。そして農地集積の推進に当たってはトップダウンではなく、ボトムアップ方式でなければならぬと考えています。日本の経験でいうと、「農地の集団的利用集積」が図られる場合、「集団的自主的自己選別(または選択)」という手法が非常に大事です。私はかつて1981年に既にこれを提唱しました。
- 4) どういう手法や手段が望ましいか、地域の農業の特性や実態、そして5-10年先の発展を踏まえた路線を確立していただきたいと思います。
- 5) 地域の実情を踏まえて、どういった手法が望ましいか。地域の各階層の英知を結集して、着実な路線を確立してもらいたいと考えています。